

# 障害者を活用する時にも らえる助成金について

いしわ社会保険労務士事務所

# 助成金の種類

1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
2. 国の助成金
3. 東京都の助成金
4. (公財)東京しごと財団の助成金

# 1. 障害者雇用納付金に基づく助成金

## 障害者雇用納付金制度とは・・・

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主が納付金を収め、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金及び各種助成金を支給

### ※障害者雇用率制度

従業員がある一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者（身体・知的・精神）の割合を法定雇用率以上にしなければならない。

令和3年3月1日からは、法定雇用率2.3%に引き上げられた。

→対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上となる。

# 5つの助成金

施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に対象

- ①障害者作業施設設置等助成金
- ②障害者福祉施設設置等助成金
- ③障害者介助等助成金
- ④重度障害者等通勤対策助成金
- ⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

# ①障害者作業施設設置等助成金

障害者を雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し  
**作業を容易に行えるよう**配慮された施設または改造等が  
なされた**設備の設置または整備**を行う場合に助成される

## ①-1 第1種作業施設設置等助成金

作業施設等の設置または整備 ⇒ 助成率：3分の2

## ①-2 第2種作業施設設置等助成金

作業施設等の賃料 ⇒ 助成率：3分の2（支給期間：3年間）

## ②障害者福祉施設設置等助成金

雇用する障害者の福祉の増進を図るため、保険施設、給食施設、教養教養文化施設等の福祉施設の設置・整備を行う場合に助成される

助成率：3分の1

## ③障害者介助等助成金

雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な**介助者や配置等**の特別な措置を行う場合に助成される

### ③-1 職場介助者の配置または委嘱助成金

介助業務を行う「**職場介助者**」を**配置**または**委嘱**した場合

助成率：4分の3（支給期間：10年間）

### ③-2 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金

上記助成金の支給期間**終了後**も対象となる障害者を雇用するために、**引き続き**職場介助者の配置または委嘱を行う場合

助成率：3分の2（支給期間：5年間）



### ③-3 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

障害者雇用のために手話通訳、要約筆記等の担当者を委嘱した場合

(支給額) 助成率：4分の3      支給限度額：委嘱1回 6千円 (支給期間：10年間)

### ③-4 障害者相談窓口担当者の配置助成金

雇用障害者のために合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱を行った場合

(配置の場合) 支給限度額：専従の場合 1名につき 月額8万円 (2名まで)

兼任の場合 1名につき 月額1万円 (5名まで)

支給期間：最大6ヶ月      支給回数：1回

(委託の場合) 助成率：3分の2

支給上限額：10万円      支給期間：最大6ヶ月



# ④重度障害者等通勤対策助成金

雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う場合

- ④-1 重度障害者等用住宅の賃貸助成金
- ④-2 指導員の配置助成金
- ④-3 住宅手当の支払助成金
- ④-4 通勤用バス購入助成金
- ④-5 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- ④-6 通勤援助者の委嘱助成金
- ④-7 駐車場の賃借助成金
- ④-8 通勤自動車の購入助成金

#### ④-1 重度障害者等用住宅の賃貸助成金

住宅を**賃借し**、対象障害者を**入居**させた場合

助成率 4分の3

#### ④-2 指導員の配置助成金

**5人以上**の対象障害者を設備等を備えた**同一住居**に入居させ、**指導員**を配置した場合

助成率 4分の3

#### ④-3 住宅手当の支払助成金

自らが賃借料を払う対象障害者に対して**住宅手当**を支払う場合

助成率 4分の3

#### ④-4 通勤用バス購入助成金

**5人以上**の対象障害者の**通勤用**に**バス**を**購入**する場合

助成率 4分の3

#### ④-5 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

5人以上の対象障害者の通勤時に使用するバスの運転手を委嘱する場合

助成率 4分の3

#### ④-6 通勤援助者の委嘱助成金

対象障害者のために通勤援助者を委嘱する場合

助成率 4分の3

#### ④-7 駐車場の賃借助成金

通勤が容易でない障害者に駐車場を賃借し、使用させる場合

助成率 4分の3

#### ④-8 通勤自動車の購入助成金

通勤が容易でない障害者に通勤用自動車を購入する場合

助成率 4分の3

## ⑤重度障害者多数雇用事業所施設 設置等助成金

重度障害者を**多数継続雇用**し、これらの障害者のために**事業施設等の整備**等を行う場合

助成率：3分の2

## 2. 国の助成金

# 3つ助成金の概要

- ①**特定求職者雇用開発助成金**
- ②**トライアル雇用助成金**
- ③**障害者雇用安定助成金**

# ①特定求職者雇用開発助成金

**就職が特に困難な者**を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、労働者として継続雇用する場合

- ①-1 特定就職困難者コース
- ①-2 発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース
- ①-3 障害者初回コース



### ①-1 特定就職困難者コース

支給額および：支給期間（6ヶ月ごとに支給）※中小企業の場合

- ・ 重度障害者等（短時間は除く） 40万円×6期（3年間）
- ・ 上記以外の身体・知的障害者 30万円×4期（2年間）
- ・ 身体・知的・精神障害者（短時間労働者） 20万円×4期（2年間）

### ①-2 発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース

ハローワーク等の紹介により**発達障害者**または**難治性疾患患者**を雇用保険の一般雇用被保険者として雇い入れ、継続雇用した場合

支給額および：支給期間（6ヶ月ごとに支給）※中小企業の場合

- ・ 短時間以外の労働者 30万円×4期（2年間）
- ・ 短時間労働者 20万円×4期（2年間）

### ①-3 障害者初回雇用コース（令和3年3月31日をもって廃止予定）

障害者雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を**初めて雇用**し、**法定雇用率を達成**する場合

支給額 120万円

## ② トライアル雇用助成金

### ②-1 障害者トライアルコース

継続雇用する労働者への移行を目指して、原則 **3 か月間**（週 20 時間以上）の試行雇用を行う

支給額：精神障害者の場合（※実就労日の割合が75%以上の場合）

一人につき 月額 8 万円（3 か月） + 月額 4 万円（3 か月）

上記以外の場合 一人につき 月額 4 万円（3 か月）

支給回数：まとめて 1 回で支給

## ②-2 障害者短時間トライアルコース

精神障害者または発達障害者を対象に、3か月以上12か月以内  
(週10時間～20時間以内)で試行雇用を行う

支給額：

一人につき 月額4万円（最長12か月）※実就労日の割合が75%以上の場合

支給回数：最初の6ヶ月の合計とその後の各月の合計額の2回に分けて支給

## ③障害者雇用安定助成金

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しなどの措置を講じ、障害者の職場定着を図る

③-1 障害者職場定着支援コース

③-2 障害者職場適応援助コース

※令和3年4月より変更（資料①、②を参照）

### ③-1 障害者職場定着支援コース

職場定着支援計画の認定を受けたうえで、職場定着に係る措置を実施し、6ヶ月以上職場定着させた場合

対象措置は7種類

- ①柔軟な時間管理・休暇取得 ②短時間労働者の勤務時間延長
- ③正規・無期転換（令和3年4月以降、キャリアアップ助成金）
- ④職場支援員の配置 ⑤職場復帰支援（令和3年4月以降、障害者介助等助成金）
- ⑥中高年障害者の雇用継続支援 ⑦社内理解の促進

支給額：各措置ごと

（例）①柔軟な時間管理・休暇取得 8万円（中小企業の場合）

⑥中高年障害者の雇用継続支援 70万円（同上）

### ③-2 障害者職場適応援助コース（令和3年4月以降、職場適応援助者助成金）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが作成した支援計画書に基づく支援を職場適応援助者に行わせた場合

支給額：

訪問型職場適応援助者による支援 ⇒ 支援時間により額が異なる

1日の支援時間 4時間以上 日額16,000円（精神障害者は3時間以上）

4時間未満 日額 8,000円（精神障害者は3時間未満）

支給期間：最長1年8か月（精神障害者は、最長2年8か月）

企業在籍型職場適応援助者による支援 ⇒ 障害の種類および短時間の有無により額が異なる

精神障害者 短時間：6万円（月額） 短時間以外：12万円（月額）

精神障害者以外 短時間：4万円（月額） 短時間以外：8万円（月額）

支給期間：最長6か月

### 3. 東京都の助成金



# 3つ助成金の概要

- ① **東京都中小企業障害者雇用支援助成金**
- ② **東京都障害者安定雇用奨励金**
- ③ **東京都難病・がん患者就業支援奨励金**



# ①東京都中小企業障害者雇用 支援助成金

国の助成金である特開金の支給対象期間満了後も引き続き雇用する場合に  
東京都が独自で行う支援策

支給額：重度障害者（短時間を除く） 5万円（月額）

重度障害者以外 3万円（月額）

支給期間：最長3年

## ②東京都障害者安定雇用奨励金

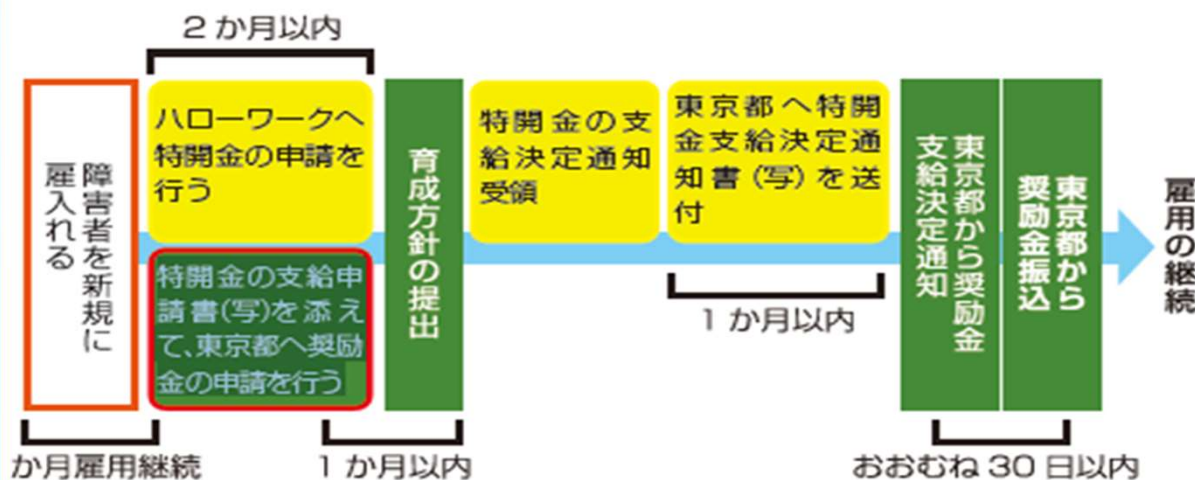
### ②-1雇入奨励金

支給額：障害者を無期や正規雇用した場合 150万円

(精神障害者 180万円)

※中小企業の場合

#### (1) 雇入れの場合



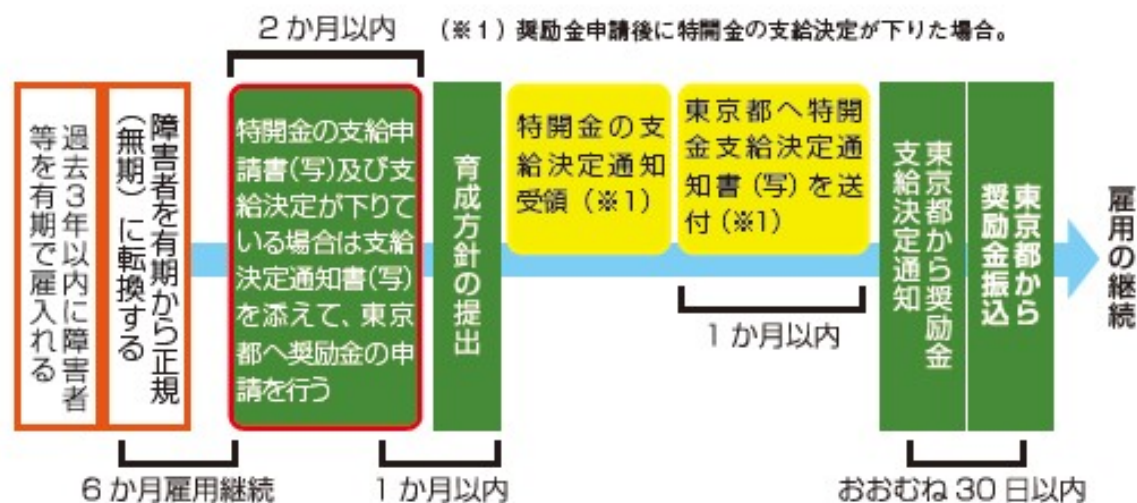
## ②東京都障害者安定雇用奨励金

### ②-2転換奨励金

支給額：雇用している**有期**障害者を**無期**または**正規**雇用**に転換**した場合

120万円（精神障害者 150万円）

#### (2) 転換の場合



※中小企業の場合

# ③東京都難病・がん患者就業 支援奨励金

難病やがん患者が治療と仕事の両立に向けて、支援を行う場合

③-1採用奨励金（雇い入れ後6ヶ月以上継続雇用）

週10時間以上20時間未満の勤務 40万円（一人当たり）

週20時間以上の勤務 60万円（一人当たり）

③-2雇用継続助成金（2週間以上休職後、復職し6ヶ月以上継続雇用）

週10時間以上20時間未満の勤務 40万円（一人当たり）

週20時間以上の勤務 60万円（一人当たり）

# 4. (公財) 東京都しごと財団 の助成金

## 職場体験実習助成金

就労を目指す障害者を**職場体験実習生**として、1日4時間かつ5日以上の実習を中小企業が**受け入れた**場合

支給額：6万円（1回のみ）